証券コード:8572



第48期事業報告

2024年4月1日から2025年3月31日まで

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当連結会計年度におきましては、雇用・所得環境の改善が続く中、政府による各種政策もあり、景気の緩やかな回復が継続しています。国内事業においてお客さまの資金ニーズを的確に捉える施策を推進した結果、新規契約や既存の追加利用が好調に推移しました。さらに、円安の為替影響が加わり、営業債権残高は連結全体で前期比7.2%増加の2兆7,141億円となりました。

ローン・クレジットカード事業においては、資金需要が活況な中、新規集客に向け獲得単価を抑制しつつ、業容拡大に努めました。また、エンベデッド・ファイナンスを推進する連結子会社のGeNiEが2024年6月にシステムリリースしました。10月のKyash社との提携実現から、2025年3月末までに累計8社と提携し順調に拡大しています。信用保証事業においては、保証提携先との深度あるコミュニケーションに努めるとともに、新規提携先の開拓に努め、2025年4月に日本住宅ローン、りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行、イオン銀行と保証提携を開始しました。海外金融事業においては、業容の大部分を占めるタイ王国のEASY BUY Public Company Limitedを中心に、新規集客強化、債権品質維持に取り組みました。

業績につきましては、連結営業収益が前期比7.8%増収の3,177億円、営業利益は32.2%減益の585億円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比39.5%減益の321億円となりました。減益となった要因は、利息返還請求の動向を踏まえ、利息返還損失引当金の再評価を行った結果、400億円の追加繰入を行ったことであります。

期末の配当につきましては、足もとの財務状況や利息返還費用を除いた通期業績などを勘案した結果、当初予想どおりの7円とし、年間合計で14円としております。

また、2026年3月期の配当につきましては、安定的・継続的な株主配当を堅持することを基本的な考え方とし、中間10円、期末10円、年間合計で20円を見込んでおります。

2026年3月期から始まる中期経営計画の最終年度となる2028年3月期には、アコムグループ合計の営業債権残高3兆2,796億円、営業収益3,665億円、営業利益1,004億円を目標としております。また、連結総資産に信用保証残高を含めた自己資本比率は23%程度、配当性向は50%程度、ROEは10%程度を目指してまいります。

今後も、株主の皆さまのご期待に添えるよう、MUFGグループと緊密な連携を図りつつ、持続的成長による企業価値の最大化と、広く社会に貢献する企業グループを目指してまいる所存です。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



代表取締役社長
木下政孝

2025年6月

創業の精神



社名の由来



企業理念

アコムは人間尊重の精神と お客さま第一義に基づき 創造と革新の経営を通じて 楽しく豊かなパーソナルライフの実現と 生活文化の向上に貢献する

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、政府による各種政策もあり、景気の緩やかな回復が継続しています。しかしながら、各国の金融市場・経済の変動等により、わが国の景気を下押しするリスクは存在しており、これらが個人消費や金融市場へ与える影響については引き続き注視する必要があります。

日本国外において、当社が事業を展開しているタイ王国は、個人消費と輸出の拡大に伴い、緩やかに経済成長を続けております。また、同様に事業を展開しているフィリピン共和国においては、個人消費及び輸出の回復、マレーシアにおいては、インバウンド需要及び個人消費の回復に伴い、今後も底堅い経済成長が期待されます。

国内のノンバンク業界においても、資金需要の活況な動きが継続しているものの、個人消費による影響が大きいことから、今後の動向に注視してまいります。また、利息返還請求については減少傾向が続いておりますが、外部環境の変化等の影響を受けやすいことから、引き続き動向に留意する必要があります。

このような中、当社グループは、2025年3月期を最終年度とする中期経営計画において、「全てのステークホルダーの期待に応えつづける」をビジョンとして掲げ、このビジョンの実現に向け3年間で取り組むことを中期方針として定め、営業活動を推進してまいりました。

当連結会計年度における営業収益は、営業貸付金の増加及び円安の為替影響により営業貸付金利息が増加したことを主因に、3,177億4千2百万円(前期比7.8%増)となりました。一方、営業費用は、利息返還請求の動向を踏まえ、再評価を行った結果、利息返還損失引当金繰入額を400億3千3百万円計上したことを主因に、2,591億8千1百万円(前期比24.4%増)となりました。その結果、営業利益は585億6千1百万円(前期比32.2%減)、経常利益は589億1千9百万円(前期比32.1%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は321億2千4百万円(前期比39.5%減)となりました。

●営業収益(連結)



●経常利益 (連結)



セグメント別の状況は、次のとおりであります。

○ ローン・クレジットカード事業

国内のローン・クレジットカード事業においては、新規集客の 強化、債権内容の健全性維持などに取り組んでまいりました。

新規集客の強化については、テレビCMの刷新や「はじめたいこと、はじめよう!PROJECT」などを通じて「はじめてのアコム」としてのブランド訴求を強化してまいりました。

これらの営業活動に加え、与信精度の向上をはじめ、与信研修 や応対品質研修などの人材育成強化を通じて、債権内容の健全性 維持及び応対品質の向上に努めてまいりました。

なお、子会社のGeNiE株式会社においては、2024年10月にエンベデッド・ファイナンスのサービス提供を開始しております。 引き続き事業基盤の拡充に努めてまいります。 ●ローン・クレジットカード事業 (営業収益) 単位:百万円 180,000 142,302 145,174 120,000 60,000 0 2022,3 2023,3 2024,3 2025,3

ローン事業においては、個人消費の回復の動きに伴い、当連結会計年度末における営業貸付金は、9,360億1千5百万円(前期末比6.5%増)となりました。また、クレジットカード事業においては、取扱高が増加し、割賦売掛金は1,373億7千1百万円(前期末比12.3%増)となりました。

当連結会計年度の業績においては、営業貸付金及び割賦売掛金が増加したことを主因に、営業収益は1,694億6千4百万円(前期比8.6%増)となりましたが、利息返還損失引当金繰入額を400億3千3百万円計上したことを主因に、営業利益は140億3千3百万円(前期比66.4%減)となりました。

●信用保証事業(営業収益)



○ 信用保証事業

信用保証事業においては、提携先との深度あるコミュニケーションに努め、適正な保証審査を継続してまいりました。また、共通の広告素材を複数の提携先で使用する共同広告の活用による提携先の新規集客の強化や技術指導出向による各種営業施策に取り組んだことに加え、事業会社を含めた新規提携先の開拓に努めてまいりました。

当連結会計年度末における信用保証残高は、個人消費の回復の動きに伴い、1兆3,645億2千5百万円(前期末比6.7%増)となりました。

当連結会計年度の業績においては、信用保証残高の増加や保証 料率の見直し等により、営業収益が763億3千2百万円(前期比7.8%増)となり、営業利益は236億5千7百万円(前期比4.3%増)となりました。

●海外金融事業(営業収益)



○ 海外金融事業

海外金融事業においては、市場シェアの拡大と適正な与信の両立を目指し事業を推進してまいりました。

タイ王国でローン事業を営む子会社のEASY BUY Public Company Limited (以下、EASY BUY) においては、ブランドイメージ向上、新規集客拡大を目標に、Umay+(ユメプラス)ブランドを積極展開することにより、同国内においてトップブランドの地位を築いております。また、モバイルアプリケーション内のデータ整備等、デジタル化推進に努めてまいりました。

フィリピン共和国でローン事業を営む子会社のACOM CONSUMER FINANCE CORPORATIONにおいては、優良顧客の獲得を推進するなど、債権品質の良化に取り組んでまいりました。

マレーシアに設立した子会社のACOM (M) SDN. BHD.については、2023年9月に事業を開始 以降、業務のオペレーションを確立し販売強化を図っており、引き続き事業基盤の拡充に努めて まいります。また、その他アジア諸国についても、事業展開の可能性を探り、調査活動を推進し ております。

当連結会計年度末の海外金融事業残高は、EASY BUYにおいてタイ王国の家計債務増加に伴う各種規制により、現地通貨ベースでの営業貸付金は減少したものの、円安の為替影響を受け、2.667億9千4百万円(前期末比9.7%増)となりました。

当連結会計年度の業績においては、円安の為替影響を受け、営業収益が654億4千9百万円 (前期比5.7%増)となりましたが、貸倒関連費用の増加を主因に、営業利益は193億5千5百万円 (前期比13.5%減)となりました。

債権管理回収事業(営業収益)



● 債権管理回収事業

債権管理回収事業においては、サービサー市場の縮小傾向が鈍化する中、子会社のアイ・アール債権回収株式会社は、既存取引先との関係強化やリテール債権を中心とした回収手法の高度化に注力する等、営業力、回収力の強化に取り組んでまいりました。

当連結会計年度の業績においては、買取債権回収高の増加に伴い、営業収益が65億1千7百万円(前期比11.1%増)となり、営業利益は12億7千7百万円(前期比8.0%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、特筆すべき設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

(イ) 当社は、運転資金並びに借入金の返済及び社債償還資金に充当するため、次のとおり資金調達 を行いました。

(単位:百万円)

	当会計年度末	前会計年度末	1345-15		
			増減	借入・発行	返済・償還
CP*	54,914	29,989	24,924	232,924	208,000
社債	140,000	135,000	5,000	45,000	40,000
借入金	430,085	423,425	6,660	172,500	165,839
合計	624,999	588,414	36,585	450,424	413,839

※コマーシャル・ペーパー

回 連結子会社であるEASY BUY Public Company Limitedは、借入金の返済及び社債償還資金並びに運転資金に充当するため、次のとおり社債を発行いたしました。

2024年4月 1.889百万タイバーツ

- (注) EASY BUY Public Company Limitedの決算日は12月31日であります。
- (ハ) 連結子会社であるACOM CONSUMER FINANCE CORPORATIONは、株主割当増資により、 次のとおり資金調達を行いました。

2024年1月 1.500百万フィリピンペソ

- (注) ACOM CONSUMER FINANCE CORPORATIONの決算日は12月31日であります。
- (二) 連結子会社であるACOM(M)SDN.BHD.は、株主割当増資により、次のとおり資金調達を行いました。

2025年1月 48百万マレーシアリンギ

- (注) 1. ACOM(M)SDN.BHD.の決算日は12月31日であります。
 - 2. 2025年1月に当局認可をもって、資本金が32百万マレーシアリンギから80百万マレーシアリンギとなりました。

(4) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

主要な借入先及び借入額は、以下のとおりであります。

	借 入 先		借 入 額(百万円)
株式会	会 社 三 菱 UFJ銀	行	210,272
株式会	会社SBI新生銀	! 行	44,767
信金	金 中 央 金	庫	33,501
株式	会 社 あ お ぞ ら 銀	行	31,700
株式	会 社 三 井 住 友 銀	行	27,939

⁽注) SBI新生銀行の借入金残高には、SBI新生銀行を幹事とする金融機関等4社によるシンジケートローンの残高12,000百万円の一部が含まれております。

(5) 対処すべき課題

2026年3月期を初年度とする3カ年の中期経営計画を新たに策定するにあたり、「ビジョン達成に向け、成長サイクルのスピードを上げる」を中期方針として定めました。全てのステークホルダーの期待に応え続けるために、当社グループ、そして社員一人ひとりの「成長」が必要となります。それらの成長のためには、事業と人への「投資」が必要であり、その投資をするためには継続的な「利益」拡大が必要になります。そして、その利益は、お客さま及び提携先の「顧客満足」によって生み出されます。そして、ご満足いただくためには「成長」が必要です。このサイクルを私たちは「成長サイクル」と呼んでおります。各事業の領域拡大に向け重点的に取り組むべき事項に注力するとともに、企業価値の向上に取り組んでまいります。

ビジョン

アコムグループは、全てのステークホルダーの期待に応えつづける

お客さま

国内外のお客さまの「今欲しい」「今したい」に、 スピード感とお客さま第一義をもって応える

提携先

アコムグループで培ったノウハウを提供し、 提携先の企業価値の向上に貢献する

社 員

社員とその家族を今日よりも明日、 さらに幸せにする



株主/投資家

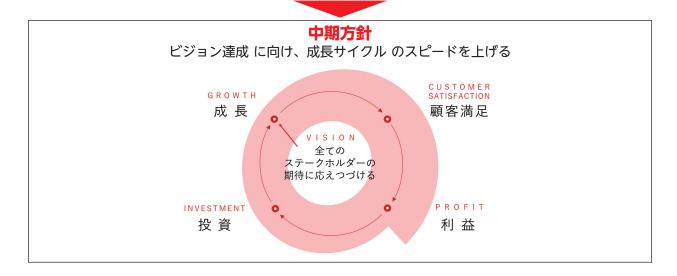
持続的な企業価値の向上を通じて、 安定的、継続的な還元を実現する

社 会

企業活動を通じて、 持続可能な社会の実現に貢献する

取引先

強固な信頼関係を構築し、 相互発展を実現する



また、当社は、社会課題の解決と企業価値の向上を両立させることを目指し、サステナビリティ 基本方針を策定しています。加えて、当社が企業活動を行う上で、最も大切にすべき普遍的価値観 である企業理念と、ステークホルダーからの期待を踏まえ、当社だから出来得る社会課題の解決や 社会の発展に貢献すべく、5つのマテリアリティ(重点領域)を選定しております。 「マテリアリティ(重点領域)1

マテリアリティ	対応するSDGs			
■環境に配慮した企業活動の推進	7 エネルギーモガルなに セレスクリーンに	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	15 koāras
■人間尊重の精神に基づくダイバーシティの推進	3 すべての人に 健康と報注を	5 ジェンダー平等を 実現しよう	8 働きがいも 経済成長も	10 A中国の不平等 をなくそう
■ お客さま第一義を追求した金融サービスの提供	11 住み続けられる まちづくりを	17 # # # # # # # # # # # # # # # # # # #		
■ デジタルを活用した創造と革新の経営の追求	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう			
■ ガバナンスの強化	16 ###22ITE			

2026年3月期を初年度とする中期経営計画においては、持続可能な社会の実現に貢献する経営を推進するため、「サステナビリティ推進室」の主導のもと、マテリアリティに基づく取り組みを引き続き推進し、当社に求められる社会的責任と使命を果たし、社会とともに成長する企業となるべく、企業価値の向上を図ってまいります。

2026年3月期を初年度とする中期経営計画におけるグループ全体の事業残高の目標は、国内においては、ローン・クレジットカード事業残高1兆3,149億円、信用保証事業残高1兆6,960億円、合計で3兆109億円、海外においては、タイ王国のEASY BUY Public Company Limitedのローン事業残高531億タイバーツ、フィリピン共和国のACOM CONSUMER FINANCE CORPORATIONのローン事業残高21億フィリピンペソ、マレーシアのACOM (M) SDN. BHD.のローン事業残高1億マレーシアリンギとしております。

なお、目標等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する 一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。当社が想 定していない外部環境の変化などの影響により、実際の業績等は異なる可能性があります。

中期経営計画においては、事業の拡大に努め、以下の課題に取り組んでまいります。

(ローン・クレジットカード事業)

ローン・クレジットカード事業においては、急速に変化しているデジタル環境を的確かつスピーディーに捉え、既存のお客さまとの取引拡大、新規集客の強化及び債権内容の健全性維持などを推進し、更なる業容の拡大に努めてまいります。また、GeNiE株式会社においては、エンベデッド・ファイナンスの利用サービスを拡大すべく、エンドユーザーを有する事業者とパートナーシップを組み、パートナーのサービスを利用しているお客さまへ新しい体験となる金融サービスを提供してまいります。加えて、日本中の誰もが「はじめたいこと」に挑戦できる社会を実現するために2021年11月に開始した「はじめたいこと、はじめよう!PROJECT」やその他の社会貢献活動などによるブランド力の向上に努めてまいります。

(信用保証事業)

信用保証事業においては、カードローンのニーズのあるお客さまにサービスを提供している事業会社との保証提携実現や金融機関との新規保証提携による業容の拡大を推進するとともに、既存提携先との深度あるコミュニケーションを通じて更なる連携強化に取り組んでまいります。提携先金融機関ごとの、より高度化するニーズに応えるため、当社の強みであるローン・クレジットカード事業で培ったノウハウを最大限活用し、サービス機能の強化、向上に注力するとともに、適正な審査に努め、お客さまの健全な資金ニーズに応えてまいります。

(海外金融事業)

海外金融事業においては、タイ王国のEASY BUY Public Company Limitedの市場シェアの拡大 と債権内容の健全性維持に取り組むとともに、フィリピン共和国のACOM CONSUMER FINANCE CORPORATION及びマレーシアのACOM (M) SDN. BHD.を海外金融事業における第二、第三の収 益の柱とすべく注力してまいります。

その他アジア諸国についても、新規進出の実現に向けた調査・分析活動を着実に推進し、海外金融事業の拡大を目指します。

(6) 財産及び損益の状況の推移

	[区 九	}		第45期 (2022年3月期)	第46期 (2023年3月期)	第47期 (2024年3月期)	第48期(当連結会計年度) (2025年3月期)
営	業	収	益	(百万円)	262,155	273,793	294,730	317,742
経	常	利	益	(百万円)	35,441	87,485	86,715	58,919
親会	社株主 期 和		する 益	(百万円)	55,678	54,926	53,091	32,124
1 柞	朱当 た	り当	期 純	利益	35円54銭	35円06銭	33円89銭	20円51銭
総	道	Ĩ	産	(百万円)	1,263,296	1,297,316	1,417,403	1,486,409
純	道	Ĩ	産	(百万円)	563,963	619,837	674,175	709,035
1 1	株当が	こり糸	沌 資	産 額	339円51銭	370円92銭	400円87銭	417円18銭
営業	美貸付金	期末	残高	(百万円)	975,282	1,029,728	1,121,554	1,202,085
割賦	式売掛金	期末	残高	(百万円)	88,640	104,295	123,058	138,106
自	己資	本 比	率	(%)	42.10 (21.83)	44.79 (23.15)	44.31 (23.30)	43.97 (22.92)

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除 した期末発行済株式総数により算定しております。
 - 2. 自己資本比率の下段()内は総資産に信用保証残高を含めた場合の値を表示しております。



(7) 重要な親会社及び子会社の状況 (2025年3月31日現在)

(イ) 親会社との関係

会 社 名	持 株 数 (千株)	親会社の議決権所有割合 (%)	備考
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	629,536	40.18	経営管理契約の締結
	(40,812)	(2.60)	業務・資本提携契約の締結

- (注) 1. 持株数及び親会社の議決権所有割合の() 内は、間接被所有数及び割合を内数で記載しております。
 - 2. 当社の重要な財務及び事業の方針に関し、当社は親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループとの間で、事業計画・業務戦略上の重要な決定については、事前承認が必要であることを合意しております。

(ロ) 重要な子会社の状況

会社名	資 本 金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
エム・ユー信用保証株式会社	300 (百万円)	100.00	信用保証事業
アイ・アール債権回収株式会社	520 (百万円)	100.00	債権管理回収事業 (サービサー事業)
G e N i E 株 式 会 社	250 (百万円)	100.00	無担保ローン事業
EASY BUY Public Company Limited	6,000 (百万タイパーツ)	71.00	無担保ローン事業及びインストールメント ローン事業 (個別信用購入あっせん事業)
ACOM CONSUMER FINANCE CORPORATION	3,000 (百万フィリピンペソ)	80.00	無担保ローン事業
ACOM (M) SDN. BHD.	80 (百万マレーシアリンギ)	100.00	無担保ローン事業

⁽注) ACOM(M)SDN.BHD.は2025年1月に株主割当増資により48百万マレーシアリンギの資金調達を行い、同月、当局認可をもって資本金が32百万マレーシアリンギから80百万マレーシアリンギとなりました。

(8) 主要な事業内容(2025年3月31日現在)

当社グループは、ローン・クレジットカード事業、信用保証事業、海外金融事業、債権管理回収事業を 主な事業の内容とし、事業活動を展開しております。

(9) 主要な営業所(2025年3月31日現在)

(イ) 当社の主要な営業所

本 社 東京都港区東新橋一丁目9番1号

営業店舗

ローン営業店	585店舗
自動契約機コーナー(自動契約機)	585ヵ所(587台)
現金自動設備(ATM)	569台

(注) 当社が設置するATMの他、お客さまが利用できる提携先ATMは63.928台

(ロ) 子会社の主要な営業所

名称	所 在 地	名称	所 在 地
エム・ユー信用保証株式会社	東京都千代田区	EASY BUY Public Company Limited	タイ王国 バンコク
アイ・アール債権回収株式会社	東京都千代田区	ACOM CONSUMER FINANCE CORPORATION	フィリピン共和国 パシッグ
G e N i E 株 式 会 社	東京都中央区	ACOM (M) SDN.BHD.	マレーシア クアラルンプール

(10) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

(イ) 企業集団の従業員数

事業区分	従 業 員 数
ローン・クレジットカード事業	1,474名 (76名)
信用保証事業	289名 (22名)
海外金融事業	3,163名 (3名)
債権管理回収事業	130名 (8名)
全 社 (共 通)	442名 (18名)
合 計	5,498名 (127名)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、有期契約社員を除いております。
 - 2. 従業員数欄の(外書)は、有期契約社員の年間平均雇用人員であります。
 - 3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、当社の管理部門に所属する、事業セグメントに区分できない従業員数であります。

(ロ) 当社の従業員の状況

区	分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男	性	1,236名	14名增	43歳 2ヵ月	18年 3ヵ月
女	性	852名	32名增	38歳 3ヵ月	10年 10ヵ月
合	計	2,088名	46名增	41歳 2ヵ月	15年 2ヵ月

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、有期契約社員を除いております。

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 株式の状況

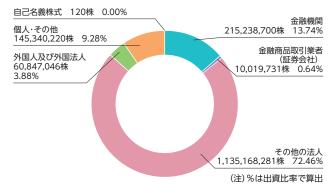
発行可能株式総数	発行済株式の総数	株主数
5,321,974,000株	1,566,614,098株	16,652名

(2) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	588,723	37.57
丸 糸 殖 産 株 式 会 社	273,467	17.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	130,967	8.35
マ ル イ ト 株 式 会 社	125,533	8.01
公 益 財 団 法 人 木 下 記 念 事 業 団	92,192	5.88
株式会社丸糸商店	38,733	2.47
三菱UFJ信 託 銀 行 株 式 会 社	31,572	2.01
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	17,548	1.12
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	16,504	1.05
MASA&COMPANY株 式 会 社	11,000	0.70

- (注) 1. 持株数は、千株未満の端数を切り捨てて表示しております。
 - 2. 持株比率は自己株式 (120株) を控除して計算しております。





3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約 権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	木 下 盛 好	
代表取締役副会長	成 瀬 浩 史	監査部担当
代表取締役社長	木 下 政 孝	社長執行役員
取締役副社長	桐 渕 高 志	副社長執行役員 システム本部長 経営企画部、システム開発部、システム運用部、システム企画 室、システム管理室担当
専務取締役	内 田 智 視	専務執行役員 総務部、債権管理部、債権管理コンプライアンス推進室担当 GeNiE株式会社取締役
取 締 役	山 本 忠 司	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役常務リテール・デジタル事業本部長兼グループCDTO 株式会社三菱UFJ銀行取締役常務執行役員リテール・デジタル部門長兼CDTO(デジタル戦略統括部担当) 株式会社Biz Forward取締役
取 締 役	タン ミッシェル	インタセクトグローバルソリューションズ株式会社取締役 一般社団法人エシカルビジネス研究所理事 Intasect Global Solutions Australia Pty Ltd Director
取 締 役 常勤監査等委員	山 下 敏 彦	
取 締 役 常勤監査等委員	清 岡 哲 弘	
取締役監査等委員	秋 山 卓 司	アステナホールティングス株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役タン ミッシェル、取締役常勤監査等委員山下敏彦、取締役監査等委員秋山卓司の各氏は社外取締役であり、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 2. 取締役常勤監査等委員清岡哲弘氏は、経理部門での長年の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を 有しております。また、取締役監査等委員秋山卓司氏は、公認会計士として豊富な経験があり、財務及び会計に関する 相当程度の知見を有しております。
 - 3. 内部統制システム構築・運用の状況を日常的に監視し検証するとともに、情報収集及び監査等の環境整備の充実を図る ことにより、監査等の実効的な機能を強化するため、監査等委員2名を常勤の監査等委員として選定しております。

4. 取締役を兼務しない執行役員(2025年3月31日現在)

役	名	ĭ	氏	:	名	職名
専 務	執 行 役	員	小野	寺	道人	保証事業本部長 保証企画部、保証提携推進部担当
専 務	執 行 役	員	吉	I	優志	人事部、業務統括部担当
常務	執 行 役	員	黒 [∄	大	海外事業統括部、財務第二部担当
常務	執 行 役	員	木 -	下:	裕司	営業本部長 営業推進部、東日本営業部、西日本営業部、営業 コンプライアンス推進室担当 債権管理部、債権管理コンプライアンス推進室副 担当 東日本営業部長
常務	執 行 役	員	鍋	到	正俊	コンプライアンス・リスク統括部担当
常務	執 行 役	員	森	下	和喜	財務第一部、営業企画部担当
執	行 役	員	町	∄	雅彦	監査部長
執	行 役	員	横	賔	等	保証事業本部付(特命担当)
執	行 役	員	野 [∄	剛男	海外事業統括部付(特命担当)
執	行 役	員	脇」	П	泰	人事部長
執	行 役	員	木	下	昭文	財務第二部長
執	行 役	員	森	本	治	経営企画部長
執	行 役	員	中;	睪	知 広	システム開発部長
執	行 役	員	栗[∄	昌之	海外事業統括部長
執	行 役	員	高!	見	真 人	海外事業統括部付(特命担当)

5. 当事業年度中の執行役員の異動

B	E	4	3	異動前	異 動 後	異動年月日
中	澤	知	広	_	執 行 役 員	2024年4月1日
栗	⊞	昌	之	_	執 行 役 員	2024年4月1日
高	見	真	人	_	執 行 役 員	2024年4月1日
小里	多寺	道	人	常務執行役員	専務執行役員	2024年6月21日
吉	羽	優	志	常務執行役員	専務執行役員	2024年6月21日
清	岡	哲	弘	執 行 役 員	_	2024年6月21日
柴	⊞	秀	彦	執 行 役 員	_	2025年1月31日

6. 当事業年度末後の執行役員の異動

Е	E	ŕ	홈	星	₹ 重	d i	Ú	異動後		发	異動年月日	
吉	岡		亘		-	_		執	行	役	員	2025年4月1日
町	⊞	雅	彦	執	行	役	員	_				2025年4月30日
野	村	秀	雄	_			執	行	役	員	2025年5月1日	
脇	Ш		泰	執	行	役	員	_				2025年5月31日

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退任日		退任時の地位・担当 及び重要な兼職の状 況
福元一雄	2024年6月21日	辞 任	取締役常勤監査等委員

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等

イ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役(監査等委員であるものを除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会で決定しております。その概要は、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準をベンチマークとし、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系としております。個々の取締役の報酬は、金銭で支給するものとし、代表取締役及び役付執行役員を兼務する取締役の報酬は基本報酬、業績連動報酬及び株価連動報酬、それ以外の取締役の報酬は基本報酬のみで構成しております。なお、基本報酬は毎月支給する固定報酬、業績連動報酬は業績に応じて年1回支給する変動報酬、株価連動報酬は株価に応じて退任時に支給する変動報酬としております。

取締役(監査等委員であるものを除く。)の基本報酬は、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を踏まえ、役位等に応じた額を指名・報酬委員会が検討・提案し、取締役会が決定しております。業績連動報酬は、「親会社株主に帰属する当期純利益」を指標として基本分配原資を算定した上で、役位、個人別評価等に応じた額を指名・報酬委員会が検討・提案し、取締役会が決定しております。株価連動報酬は、仮想株式を毎年付与した上で、3年後の株価を乗じて算定するものとし、経営状況等を踏まえ、仮想株式の付与について指名・報酬委員会が検討・提案し、取締役会が決定しております。

報酬全体に占める変動報酬(業績連動報酬及び株価連動報酬)の割合は、25%程度(業績連動報酬及び株価連動報酬が標準額の場合)を目安としております。業績連動報酬の額の決定方法は、当期純利益から特別損益等の特殊要因を考慮した上で基本分配原資の基準となる当期純利益のレンジを指名・報酬委員会で決定し、その基本分配原資に役位別の分配割合及び取締役の個別評価に応じた掛率を乗じた金額を取締役会において決定しております。株価連動報酬の額の決定方法は、毎年代表取締役及び役付執行役員を兼務する取締役ごとに設定された基準額に応じ算定した仮想株式数を指名・報酬委員会で決定し、その付与を取締役会において決定しております。仮想株式は3年後の株価を乗じてポイントに換算され、在任中の蓄積されたポイントが退任時に金額換算され支給されます。

当該事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益の推移は、「1. (6)財産及び損益の状況の 推移」に記載のとおりです。

その他取締役の報酬に関する内容については、指名・報酬委員会が検討・提案し、取締役会が決定しております。また、監査等委員の報酬等の額については、監査等委員の職務と責任を考慮し、監査等委員の協議により決定しております。

ロ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬限度額は、2017年6月22日開催の第40回定時株主総会において、年額400百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は6名です。また、同定時株主総会において、取締役監査等委員の報酬限度額は、年額100百万円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

なお、2025年3月31日時点における取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数は7名、監査等委員である取締役の員数は3名です。

ハ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、指名・報酬委員会が役位、取締役の評価等に基づき検討・提案し、その内容を尊重して取締役会で決定しており、その内容は決定方針にも沿うものであると判断しております。

(4) 取締役の報酬等の総額等

X	\triangle	報酬等の総額			対象となる役員				
	Л	(百万円)	基	本	報	酬	業績連動報酬	株価連動報酬	の員数(名)
取 締 (監査等委員 のを除く。		200			159)	28	12	7
取締役監査	查等委員	52			52) -	_	_	4
合 (うち社外	計 取締役)	253 (37)			212 (37	•	28 (—)	12 (—)	11 (3)

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、訴訟費用の損害を塡補することとしております。

ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は塡補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び執行役員であり、既に退任している者、この保険の契約期間中に新たに選任された役員を含みます。また、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(7) 社外役員に関する事項

イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役タン ミッシェル氏は、インタセクトグローバルソリューションズ株式会社の取締役、一般社団法人エシカルビジネス研究所の理事及びIntasect Global Solutions Australia Pty LtdのDirectorであります。当社と各兼職先との間には、特別の利害関係はありません。

取締役監査等委員秋山卓司氏は、公認会計士秋山卓司事務所の代表及びアステナホールディングス株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には、特別の利害関係はありません。

ロ 当事業年度における主な活動状況

口 当事業年度	を	
氏 名	地位	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
タ ン ミッシェル	取締役	2024年6月21日に社外取締役に就任後(第47回定時株主総会において選任)、当事業年度開催の取締役会8回すべてに出席し、これまで国際消費者政策に関する専門家としての経験に基づき、中立的かつグローバルな視点から、積極的に意見を述べております。さらに、当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るよう助言を行う等、取締役会の重要な意思決定を通じ、独立した視点から経営の監督を行っております。また、コンプライアンス委員会の委員長として当社のコンプライアンス態勢等について、独立した視点から監督を行っております。
山下敏彦	取締役常勤監査等委員	当事業年度開催の取締役会12回、監査等委員会14回すべてに出席し、これまで培った豊富な経験や知識とともに、企業経営者としての経験に基づき、独立した立場から、積極的に意見及び助言並びに質問等を行っております。また、代表取締役、取締役及び役付執行役員と定期的に対話の機会を設け、重要課題等の職務執行状況の聴取を行うとともに、監査環境の整備と理解の促進に努めております。さらに、会計監査人・内部監査部門等との報告会を定期的に設け、緊密な連携にも取り組んでおります。その他、社外取締役として期待される役割に関して行った職務としては、指名・報酬委員会やコンプライアンス委員会、リスク委員会に構成員として出席し、経営陣幹部の選任、評価・報酬の審議やモニタリングを通じた取締役会への報告に際し、独立した視点から監督を行っております。また、中期経営計画の進捗状況をモニタリングし、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から助言を行っております。
秋山卓司	取 締 役 監査等委員	当事業年度開催の取締役会12回、監査等委員会14回すべてに出席し、長年にわたる公認会計士としての経歴から、財務及び会計の監査業務に関する高度な専門知識と豊富な経験を踏まえ、独立した立場から、積極的に意見及び助言並びに質問等を行っております。また、代表取締役等と定期的に対話の機会を設け、重要課題等の職務執行状況の聴取を行うとともに、監査環境の整備と理解の促進に努めております。さらに、会計監査人・内部監査部門等との報告会を定期的に設け、緊密な連携にも取り組んでおります。その他、社外取締役として期待される役割に関して行った職務としては、指名・報酬委員会やリスク委員会に構成員として出席し、経営陣幹部の選任、評価・報酬の審議やモニタリングを通じた取締役会への報告に際し、独立した視点から監督を行っております。また、中期経営計画の進捗状況をモニタリングし、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から助言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

109.000千円

□ 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額

138,430千円

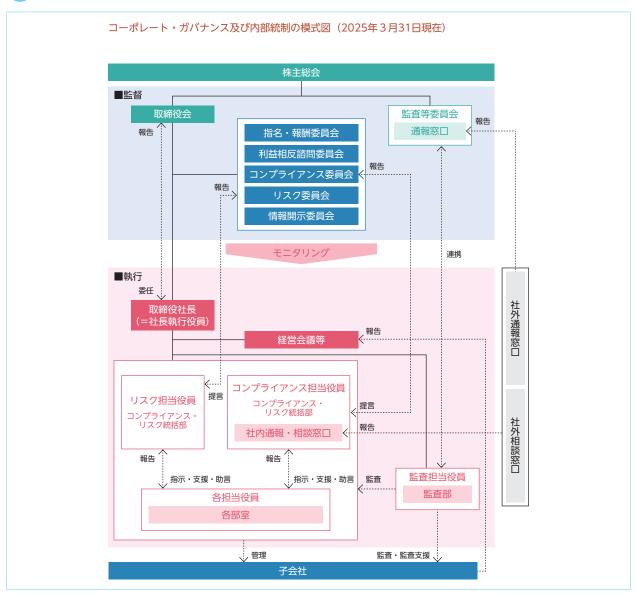
- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記イの金額はこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査等委員会は、会計監査人の前事業年度の監査実績の分析と評価を行い、当事業年度の監査計画及び報酬等の見積り額の算出根拠等を確認し、検討した結果、相当と判断し、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。
 - 3. 当社の重要な子会社のうちEASY BUY Public Company Limited、ACOM CONSUMER FINANCE CORPORATION 及びACOM(M)SDN.BHD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。
 - 4. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務等を委託し対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6 会社の体制及び方針



業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

【業務の適正を確保するための体制】

当社は、2023年3月22日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針 (「内部統制システム構築の基本方針」)を2023年4月1日付で一部改定する決議をいたしました。以下は、改定後 の内容に基づいて記載しております。

(1) 当社及び当社の子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 当社は、コンプライアンスを経営の最重要事項と 位置付け、アコムグループ倫理綱領及び行動基準 を制定するとともに、コンプライアンスに関する 規程及び各種社内規程を整備し、周知徹底する。
- (ロ) 当社及び当社の子会社は、コンプライアンスに関する委員会等や、コンプライアンスを担当する役員及び統括部署を設置する。
- (ハ) 当社及び当社の子会社は、コンプライアンスに関する計画を策定し、その進捗状況を管理する。
- (二) 当社及び当社の子会社は、コンプライアンスに反する行為又は反するおそれのある行為に関する通報、相談窓口を設置する。
- (ボ) 当社及び当社の子会社は、アコムグループ倫理綱 領及び当社グループの反社会的勢力に対する基本 方針に基づき、反社会的勢力との関係を遮断し、 適正な業務運営を確保するための体制を整備す る。
- (へ) 当社及び当社の子会社は、当社及び当社の子会社が提供する金融サービスがマネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融犯罪に利用される可能性があることに留意し、金融犯罪を検知、防止するための体制を整備する。
- (ト) 当社は、情報開示に関する方針を定め、情報開示について審議する委員会を設置する等、正確かつ適時適切な情報開示を行うための体制を整備する。
- (チ) 当社は、当社グループの財務報告に係る内部統制 の基本方針に基づき、財務報告に係る内部統制の 整備、運用に努め、財務報告の透明性、正確性、 信頼性を確保する。

(リ) 当社は、内部監査部署を設置し、その独立性及び専門性を確保するとともに、内部監査に関する規程に基づき、内部監査体制を整備し、業務の健全性・適切性を確保する。また、当社の内部監査部署は、当社の子会社の内部統制の整備に資するため、当社の子会社の監査又は監査の支援等を行う。

(2) 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行に係る 情報の保存・管理に関する体制

- (イ) 当社及び当社の子会社は、機密情報の管理に関する規程及び関連規程に基づき、取締役の職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む)の管理手続きを定め、当該文書を適切に保存、管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- (ロ) 当社及び当社の子会社は、情報管理を担当する役員及び統括部署を設置する。
- (ハ) 当社及び当社の子会社は、情報の保存、管理の適切性を維持するため、情報セキュリティに関する責任者の任命をはじめとして、各組織及び役職員の役割を決定し、組織的、体系的に情報の保存、管理を行うとともに、保存、管理状況を定期的に検証する。

(3) 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する 規程その他の体制

- (イ) 当社及び当社の子会社は、リスク管理に関する規程に基づき、適切かつ効率的なリスク管理体制を整備する。
- (ロ) 当社及び当社の子会社は、リスクを統合的に管理するため、リスク管理に関する委員会等や、リスク管理を担当する役員及び統括部署を設置する。
- (ハ) 当社及び当社の子会社は、リスク管理に関する計画を策定し、その推進状況を管理する。
- (二) 当社及び当社の子会社は、社内又は社外に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクが顕在化した場合の経済的損失及び信用失墜等の最小化をはかるとともに、業務の継続及び迅速な業務復旧を行うための体制を整備する。

(4) 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率 的に行われることを確保するための体制

- (イ) 当社は、当社グループの経営方針及び経営計画を 策定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。
- (ロ) 当社は、取締役会で決議すべき事項以外の業務執行の決定を取締役会から取締役社長に委任するとともに、取締役社長を議長とする経営会議等を設置し、受任事項について協議決定する。
- (ハ) 当社及び当社の子会社は、社内規程等により各組織の業務分掌及び職位ごとの決裁基準を定め、意思決定の迅速化と職務執行の効率化をはかる。

(5) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団に おける業務の適正を確保するための体制

- (イ) 当社は、株式公開企業としての独立性を維持しつつ、親会社との協議・報告等に関する規程に基づき、親会社との連携をはかるとともに、親会社のグループ経営管理方針等に則り、両グループの業務の適正化に資するため、当社グループの経営管理体制を整備する。
- (D) 当社は、当社の子会社を管理する部署を設置し、子会社管理に関する規程等に基づき、当社の子会社の経営管理を行う。また、当社の子会社は、経営及び業務執行に関する重要事項を当社の経営会議に報告する。
- (ハ) 当社は、親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び同社の子会社等との取引は支配株主と少数株主の利益が相反する虞があることから、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引等について審議し、取締役会に提言する委員会を設置する。

(6) 当社の監査等委員会の職務を補助する使用人に関す る体制

- (イ) 当社は、監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会を補助する社員を配置する。
- (ロ) 監査等委員会を補助する社員の定数及び資格要件 等については、事前に監査等委員会と協議して決 定する。
- (ハ) 監査等委員会を補助する社員は、監査等委員会補助業務の専従とし、取締役(監査等委員であるものを除く。)及びその他の業務執行組織の指揮命令を受けないものとする。

(二) 監査等委員会を補助する社員の配属、異動、評価、懲戒処分に関する決定は、事前に監査等委員会と協議して決定する。

(7) 当社の監査等委員会への報告に関する体制

当社は、当社及び当社の子会社における以下の事項を監査等委員会に報告する。また、監査等委員会に報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いは行わない。

- ①会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ②重大な法令違反等
- ③内部監査の実施状況及びその結果
- ④内部通報の状況及び通報された事案の内容
- ⑤その他監査等委員会が報告を求める事項

(8) その他当社の監査等委員会による監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 当社は、監査等委員会が選定した監査等委員が、 経営会議等の重要な会議及び委員会に出席し、あ わせて、法定備え付け文書のほか職務執行に関す る重要文書について閲覧できる体制を確保する。
- 四 取締役社長は、監査等委員会が選定した監査等委員と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、職務執行の課題、監査上の重要課題等について意見を交換し、あわせて、監査等委員会が必要と判断する要請を受けた場合、その対策を講じる。
- (バ) 取締役(監査等委員であるものを除く。) 及び社員は、監査等委員会規則及び監査方針等の規定を尊重するとともに、監査等委員会からの調査又はヒアリング依頼に対し、協力する。
- (二) 内部監査部署は、監査等委員会による監査の実効性確保に資するため、監査等委員会との連携体制を構築する。
- は、内部監査部署は、取締役(監査等委員であるものを除く。)の関与が疑われる法令違反行為及び法令違反の懸念のある行為(内規違反行為に該当するか否かを問わない)を認知した場合、取締役(監査等委員であるものを除く。)へ報告する前に監査等委員会へ報告する。
- (へ) 監査等委員会が職務の執行上必要と認める費用について監査等委員会より予算の提示を受ける。予算を超えて緊急又は臨時に支出した費用については、事後の請求を可能とする。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針 (「内部統制システム構築の基本方針」) に基づく運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社及び当社の子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、アコムグループ倫理綱領及び行動基準を制定し、全役職員向けに社内ネットワーク等へ掲載しております。また、「アコムグループ倫理綱領・行動基準」の浸透に向け、経営トップ、役付執行役員等によるコンプライアンスメッセージの発信を行っております。
- ・当社及び当社の子会社は、コンプライアンスを担当 する役員及び統括部署を設置し、コンプライアンス に係る研修等を通じてコンプライアンスの推進に取 り組んでおります。
- ・当社は、コンプライアンス基本計画の進捗状況について、四半期毎に取締役会へ報告を行っております。
- ・当社は、コンプライアンス委員会を原則として年4回開催し、コンプライアンス態勢の整備及び運用に係る重要事項、コンプライアンス基本計画の策定に係る事項等について審議を行っております。
- ・当社及び当社の子会社は、コンプライアンスに反する行為又は反するおそれのある行為に関する通報、 相談窓□を設置しております。
- ・当社及び当社の子会社は、アコムグループ倫理綱領や関連規定類に基づき、反社会的勢力との取引防止に関する管理、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融犯罪防止に関する管理等を行っております。
- ・当社は、情報開示委員会を原則として四半期に2回 開催し、開示すべき情報について、決議しておりま す。
- ・当社は、内部監査部署を設置し、その独立性及び専門性を確保するとともに、内部監査に関する規程に基づき、内部監査体制を整備し、業務の健全性・適切性を確保しております。また、当社の内部監査部署は、当社の子会社の内部統制の整備に資するため、当社の子会社の監査又は監査の支援等を行っており、当社の子会社の監査を含めた監査結果について、四半期毎に取締役会へ報告を行っております。

(2) 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

- ・当社及び当社の子会社は、情報管理に関する規程等 の改正を行い、情報の保存・管理に関する態勢につ いて適宜見直しを行っております。
- ・当社及び当社の子会社は、情報管理を担当する役員 及び統括部署を設置し、研修等を通じて情報管理の 推進に取り組んでおります。
- ・当社及び当社の子会社は、情報セキュリティに関する各組織、役職員の役割及び情報の保存、管理状況 について定期的に検証を行っております。

(3) 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する 規程その他の体制

- ・当社及び当社の子会社は、リスク管理を担当する役員及び統括部署を設置し、リスク管理に関する計画を策定し、その進捗状況を各社の会議体へ報告を行っております。
- ・当社は、事業継続に関する規程等の改正を行い、業務の継続及び迅速な業務復旧を行う態勢について適宜見直しを行っております。あわせて、事業継続に係る対応方針の理解浸透及び事業継続態勢の実効性を確保するために、事業継続計画訓練を行っております。
- ・当社は、リスク委員会を原則として四半期に1回開催し、リスク管理態勢の整備全般に係る事項、リスク管理に係る重要事項、リスク管理基本計画の策定に係る事項等の審議を行っております。
- ・当社は、リスク管理報告会を原則として四半期に1回開催し、リスク管理状況、リスク管理に係る事項等の報告を行っております。

(4) 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、取締役会において、当社グループの経営方 針及び経営計画を決議し、当該経営計画の進捗状況 を四半期毎に取締役会へ報告を行っております。
- ・当社は、経営会議及びIT戦略会議を原則として月 3回開催し、取締役会からの受任事項についての協 議決定及び取締役会付議事項の事前審議を行ってお ります。
- ・当社及び当社の子会社は、意思決定の迅速化と職務 執行の効率化をはかるために、決裁基準に係る社内 規程の改正を適宜実施しております。

(5) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、親会社との協議・報告等に関する規程に基づき、親会社との連携をはかるとともに、親会社のグループ経営管理方針等に則り、両グループの業務の適正化に資するため、当社グループの経営管理を行っております。
- ・当社は、「関係会社管理規程」に基づき子会社の経 営管理を行っております。
- ・当社の子会社は、各子会社の予算管理状況、主要計数、営業施策の進捗状況等を月次については当社の事業報告会、四半期については当社の経営会議へ報告を行っております。
- ・当社は、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引等がある場合に、利益相反諮問委員会を開催し、少数株主の利益の保護の観点から審議のうえ、取締役会に提言できる体制にしております。

(6) 当社の監査等委員会の職務を補助する使用人に関す る体制

・当社は、監査等委員会の職務を補助するため、監査 等委員会事務局を設置し、監査等委員会を補助する 社員として取締役(監査等委員であるものを除 く。)及びその他の業務執行組織の指揮命令を受け ない専従者を配置しております。

(7) 当社の監査等委員会への報告に関する体制

- ・当社は、取締役の職務執行状況、内部監査状況等に ついては定期的に、会社に著しい損害を及ぼすおそ れのある事項等に該当すると認めた場合には直ちに 監査等委員会へ報告を行っております。
- ・当社は、監査等委員会に報告を行った者に対して、 当該報告を理由とした不利な取扱いは行わないこと を規定しております。

(8) その他当社の監査等委員会による監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、各会議規則及び各委員会規則等に監査等委員会が選定した監査等委員の出席権限について規定し、監査等委員会が選定した監査等委員は、経営会議、IT戦略会議、コンプライアンス委員会、情報開示委員会、リスク委員会等に出席しております。
- ・当社は、「監査等委員会による監査の実効性確保に 関する規程」に、監査等委員会が選定した監査等委 員が、法定備え付け文書のほか、職務執行に関する 重要文書を閲覧する権限について、規定しておりま す。
- ・取締役(監査等委員であるものを除く。)は、監査 等委員会が選定した監査等委員と定期的な会合をも ち、会社が対処すべき課題、職務執行の課題、監査 上の重要課題等について意見交換を行っておりま す。
- ・内部監査部署は、内部監査結果並びに検出事項の是正状況等を定期的に報告するとともに、内部監査計画を事前に協議するなど、監査等委員会との連携に取り組んでおります。
- ・内部監査部署は、取締役(監査等委員であるものを除く。)の関与が疑われる法令違反行為及び法令違反の懸念のある行為を認知した場合、取締役(監査等委員であるものを除く。)へ報告する前に監査等委員会へ報告することを規定しております。

(資産の部) 流動資産

固定資産

有形固定資産

その他

投資その他の資産投資有価証券

繰延税金資産 差入保証金

その他

資産合計

貸倒引当金

退職給付に係る資産

建物及び構築物 器具及び備品 リース資産 無形固定資産 ソフトウェア

現金及び預金 営業貸付金 割賦売掛金 買取債権 その他 貸倒引当金

		(単位:百万円)
金額	科目	金額
	(負債の部)	
1,408,775	流動負債	299,224
60,268	金件買	816
00,200	短期借入金	16,054
1,202,085	コマーシャル・ペーパー	54,914
138,106	1年内返済予定の長期借入金	179,334
	1年内償還予定の社債	13,248
9,388	リース債務	333
99,330	未払法人税等	7,843
	債務保証損失引当金	12,661
△ 100,403	資産除去債務	839
77,634	その他	13,179
7.614	固定負債	478,149
7,614	社債	145,727
2,464	長期借入金	277,848
4.194	リース債務	749
4,194	利息返還損失引当金	48,000
955	退職給付に係る負債	1,331
11,359	資産除去債務	4,043
	その他	448
11,345	負債合計	777,374
13	(純資産の部)	C4E 204
F0.660	株主資本	615,301
58,660	資本金	63,832 69,861
1,454	資本剰余金 利益剰余金	481,608
10,727	利亚利尔亚 自己株式	461,608 △ 0
10,727	その他の包括利益累計額	38,260
39,255	その他有価証券評価差額金	38,200
4,006	為替換算調整勘定	35,736
	退職給付に係る調整累計額	2,523
3,793	非支配株主持分	55,473
△ 576	純資産合計	709,035
1,486,409	負債純資産合計	1,486,409

		(単位・日月日)
科 目		
営業収益		317,742
営業貸付金利息	196,122	
包括信用購入あっせん収益	17,033	
個別信用購入あっせん収益	64	
信用保証収益	66,667	
買取債権回収高	4,880	
その他の金融収益	83	
その他の営業収益	32,890	
営業費用		259,181
金融費用	5,747	
債権買取原価	2,024	
その他の営業費用	251,409	
営業利益		58,561
営業外収益		386
受取利息	1	
受取配当金	5	
持分法による投資利益	23	
受取家賃	237	
受取補償金	57	
その他	62	
営業外費用		28
支払利息	6	
為替差損	13	
その他	7	
経常利益		58,919
特別利益		159
固定資産売却益	159	
特別損失		437
固定資産売却損	10	
固定資産除却損	425	
その他	1	
税金等調整前当期純利益		58,641
法人税、住民税及び事業税	9,939	
法人税等調整額	12,131	22,070
当期純利益		36,571
非支配株主に帰属する当期純利益		4,446
親会社株主に帰属する当期純利益		32,124

	株主資本										
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計						
当期首残高	63,832	69,861	469,849	△ 0	603,543						
当期変動額											
剰余金の配当			△ 20,365		△ 20,365						
親会社株主に帰属 する当期純利益			32,124		32,124						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当期変動額合計	_	_	11,758	_	11,758						
当期末残高	63,832	69,861	481,608	△ 0	615,301						

		その他の包括				
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益累計額 合計	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	0	21,153	3,314	24,468	46,164	674,175
当期変動額						
剰余金の配当						△ 20,365
親会社株主に帰属 する当期純利益						32,124
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 0	14,583	△ 791	13,792	9,309	23,101
当期変動額合計	△ 0	14,583	△ 791	13,792	9,309	34,860
当期末残高	0	35,736	2,523	38,260	55,473	709,035

			(単位:百万円)
科目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,136,032	流動負債	259,540
現金及び預金	51,223	買掛金	808
営業貸付金	934,096	コマーシャル・ペーパー	54,914
割賦売掛金	137,371	1年内返済予定の長期借入金	167,317
前払費用	1,087	1年内償還予定の社債	10,000
1000-10-01-10		リース債務 未払金	333 1,040
未収収益	16,840	未払費用	8,773
関係会社短期貸付金	4,000	未払法人税等	3,574
求償債権	59,060	預り金	334
その他	4,191	債務保証損失引当金	11,380
貸倒引当金	△ 71,840	資産除去債務	783
固定資産	100,051	その他	279
有形固定資産	6,943	固定負債	445,511
建物	1,701	社債	130,000
		長期借入金	262,768
構築物	391	リース債務	749
器具及び備品	3,895	利息返還損失引当金	48,000
リース資産	955	資産除去債務 その他	3,813 179
無形固定資産	10,187	負債合計	705,052
ソフトウェア	10,178	(純資産の部)	703,032
その他	9	株主資本	531,031
投資その他の資産	82,920	資本金	63,832
投資有価証券	967	資本剰余金	72,322
関係会社株式	23,151	資本準備金	72,322
破産更生債権等	991	利益剰余金	394,876
長期前払費用	1,867	利益準備金	4,320
		その他利益剰余金	390,555
繰延税金資産	45,494	別途積立金	80,000
差入保証金	3,536	繰越利益剰余金	310,555
前払年金費用	6,766	自己株式	△ 0 0
その他	704	評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	0
貸倒引当金	△ 560	純資産合計	531,031
資産合計	1,236,083	負債純資産合計	1,236,083

	(羊位:白/기)/
金	額
	233,250
136,525	
17,033	
54,728	
2	
24,960	
	197,665
3,855	
193,810	
	35,585
	4,480
7	
4,135	
337	
	29
6	
15	
7	
	40,036
	155
155	
	427
10	
416	
1	
	39,764
3,301	
10,539	13,841
	25,922
	136,525 17,033 54,728 2 24,960 3,855 193,810 7 4,135 337 6 15 7

	株主資本								
		資本剰余金		利益剰余金					
	資本金	資本	資本剰余金	利益	その他利益剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本
	Ж .Т. ш .	準備金	合計	準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	合計		合計
当期首残高	63,832	72,322	72,322	4,320	80,000	304,998	389,319	△ 0	525,474
当期変動額									
剰余金の配当						△ 20,365	△ 20,365		△ 20,365
当期純利益						25,922	25,922		25,922
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	_	_	_	_	_	5,556	5,556	_	5,556
当期末残高	63,832	72,322	72,322	4,320	80,000	310,555	394,876	Δ0	531,031

	評価・換		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	0	0	525,474
当期変動額			
剰余金の配当			△ 20,365
当期純利益			25,922
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	Δ0	Δ0	Δ0
当期変動額合計	Δ0	Δ0	5,556
当期末残高	0	0	531,031

独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

アコム株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 渡邊康一郎

指定有限責任社員 公認会計士 田 嶋 大 士業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アコム株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アコム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討す る。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査 証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、 監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

アコム株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 渡邊 康一郎

指定有限責任社員 公認会計士 田 嶋 大 士業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アコム株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び指益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を 報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

札害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ①監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、当期の監査方針及び監査計画等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1)事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月8日

アコム株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 川 下 敏 彦 印

常勤監査等委員 清 岡 哲 弘 印

監査等委員 秋山卓司 印

(注) 常勤監査等委員山下敏彦及び監査等委員秋山卓司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

会社の概要 (2025年3月31日現在)

アコム株式会社 (ACOM CO., LTD.)

設立年月日	1978年(昭和53年)10月23日
(創業)	1936年(昭和11年)4月2日
資本金	638億3,252万円
主な事業内容	ローン事業 クレジットカード事業 信用保証事業
従業員数	2,088名
本社所在地	〒105-7316 東京都港区東新橋一丁目9番1号 (東京汐留ビルディング)
登録番号	関東財務局長(14)第00022号 関東(包)第5号
加盟団体	日本貸金業協会 一般社団法人日本クレジット協会 一般社団法人日本経済団体連合会
主要取引金融機関	株式会社三菱UFJ銀行
ホームページ	https://www.acom.co.jp

アコムグループ

連結子会社

- ●エム・ユー信用保証株式会社
- ●アイ・アール債権回収株式会社
- ●GeNiE株式会社
- EASY BUY Public Company Limited
- ACOM CONSUMER FINANCE CORPORATION
- ACOM(M)SDN.BHD.

持分法適用関連会社

●エム・ユー・コミュニケーションズ株式会社

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
株主名簿管理人 特別口座 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711 (通話料無料) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
単元株式数	100株
公告方法	電子公告(https://www.acom.co.jp) ただし、やむを得ない事由によって電子公告をするこ とができない場合は、日本経済新聞に掲載いたしま す。
上場金融商品取引所	東京証券取引所 スタンダード
証券コード	8572

お知らせ

- (1) 株主さまの住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関 (証券会社等)で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。
- (2) 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。